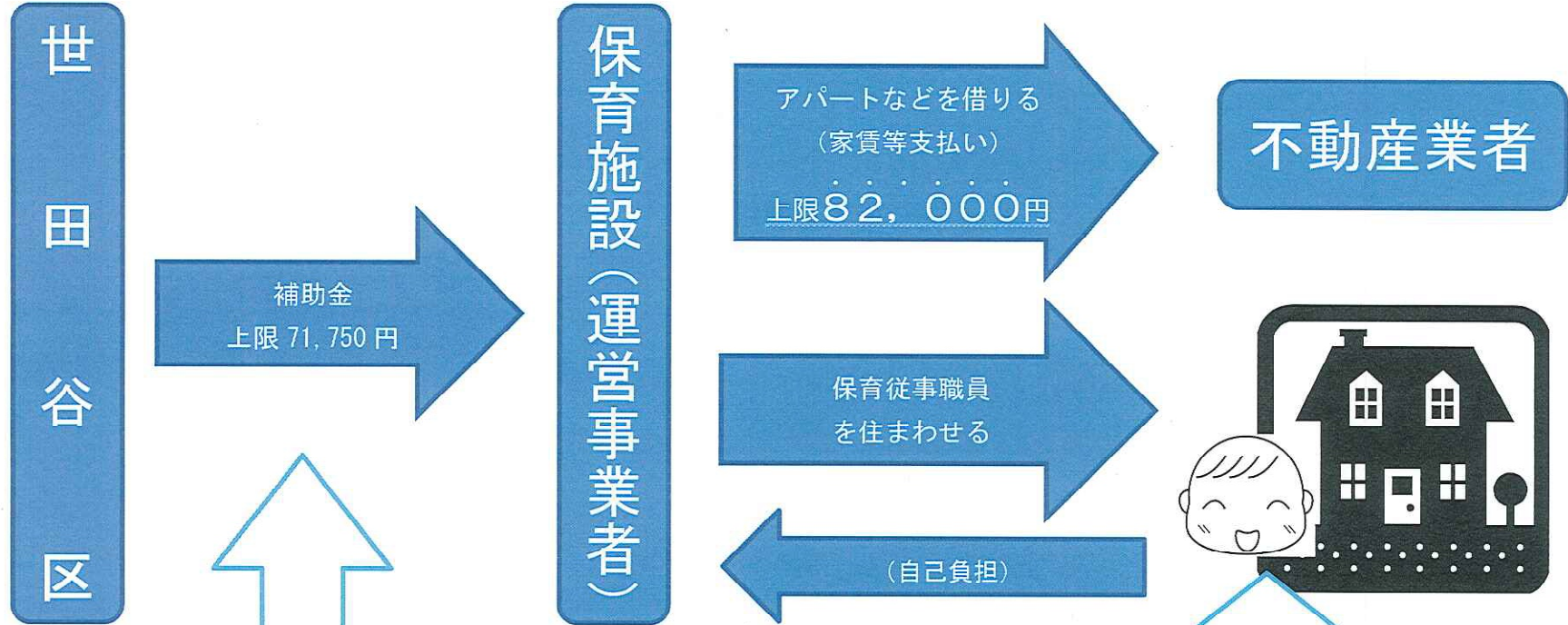


世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業の概要 世田谷区子ども・若者部保育課



補助の対象となる経費（賃借料・共益費・礼金・更新料など）が82,000円を超える場合に、その7/8（上限71,750円）を補助します。
 たとえば…
 家賃78,000円、共益費2,000円の場合
 補助金70,000円（法人負担10,000円）です

家賃が82,000円を超える場合など、保育施設（運営事業者）に自己負担を支払う場合があります。

対象となるのは以下の条件を満たす施設長、保育士、保育補助者、栄養士、調理員、保健師、看護師の方です。
 ①1日6時間以上かつ月20日以上勤務をしていること
 ※1日6時間以上かつ月20日以上勤務であれば非常勤採用でも可。また雇用が連続していれば契約社員も可。
 ②当該保育施設等の経営に携わる法人の役員でないこと
 ③平成27年2月以前から雇用主の宿舍に居住していないこと
 ④本人及び同居者が住宅手当等の支給を受けていないこと
 ⑤区が開講する保育の質の向上に関する研修を受講できること

この制度をどのように活用するかは、保育施設(運営事業者)によって異なります。具体的な宿舍や家賃などについては、各保育施設(運営事業者)に確認してください。(この事業は平成33年3月31日をもって終了します。)